

平均賃金 原則算定方法・算定から控除するもの

1. 【原則の算定式】

算定事由発生日以前 **3 か月間** に支払われた **賃金の総額**

算定事由発生日以前 **3 か月間** の **総日数**

2. 【平均賃金の算定から控除するもの】

賃金の総額と総日数の両方から控除されるもの

- ① **業務上** の負傷による休業期間
- ② **産前産後** の休業期間
- ③ **使用者の責** に帰すべき休業期間
- ④ **育児・介護** の休業期間
- ⑤ **試み** の使用期間（試用期間）

賃金の総額のみから控除されるもの

- ① **臨時** に支払われた賃金
- ② **3 か月を超える期間** ごとに支払われる賃金
- ③ **通貨以外** のもので支払われた賃金で一定の範囲に属しないもの